

旭川工業高等専門学校インターンシップにおける 賠償責任保険及び傷害保険について

インターンシップ期間中の事故等に対応するため、学生が在学時に加入する「インターンシップ・ボランティア・キャリア教育等体験活動保険（賠償責任保険・傷害保険）」と、高専機構が加入している「独立行政法人国立高等専門学校機構損害保険プログラム：総合賠償責任保険（賠償責任保険）」がそれぞれ適用されます。

保険の概要は、次のとおりです。

○インターンシップ・ボランティア・キャリア教育等体験活動保険（公益財団法人産業教育振興中央会）

【賠償責任保険】

1 補償内容

- ・身体賠償 1名・1事故 1億円程度
- ・財物補償 1事故・期間中 2,000万円程度

2 補償の対象となる主な場合

国内において、学生が学校の管理課で行う職場体験活動・就業体験活動・奉仕活動・キャリア教育活動中に他人にケガをさせたり、他人の財物を損壊したことにより、学生が法律上の損害賠償責任を負った場合

【傷害保険】

1 補償内容

- ・合計活動日数1日あたり 死亡・後遺障害 100～450万円
- 入院保険金 2,000～4,000円
- 通院保険金 1,200～2,000円等

2 補償の対象となる主な場合

国内外において、学生が学校管理課で行う職場体験活動・就業体験活動・奉仕活動・キャリア教育活動中に、急激かつ偶然な外来の事故によるケガが原因で死亡した場合、後遺障害を被った場合、医師の指示にもとづき入院・通院・手術した場合。往復途上事故も対象。

○賠償責任保険（独立行政法人国立高等専門学校機構損害保険プログラム：総合賠償責任保険）

1 補償内容

- ・てん補限度額 1事故・期間中通算 20億円
- ・免責金額 1事故 なし

2 補償の対象となる主な場合

被保険者（高専機構、高専機構学生及び教職員）が学校管理下、インターンシップの活動中及び校外学習中に賠償責任を負った場合

- ① 被保険者が所有、使用、管理する施設もしくは設備によって生じた偶然な事故
- ② 被保険者の業務遂行によって生じた偶然な事故
- ③ 被保険者が所有、使用、管理する昇降機に起因する損害
- ④ 被保険者が生産販売または提供する生産物による偶然な事故
- ⑤ 上記②の業務終了後（業務の目的物の引き渡しを要する時は引き渡し後）または業務を放棄した後におけるその業務の結果による偶然な事故
- ⑥ 施設内で来場者が所持する財物（以下「携帯品」といいます。）が、保険期間中に損壊または紛失し、もしくは窃取されたことにより、携帯品について正当な権利を有する者に対し法律上の賠償責任を負担することによって被る損害
- ⑦ 人格権侵害により、法律上の損害賠償責任を負担することによって被る損害